

千曲衛生センター施設更新検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千曲衛生施設組合(以下「組合」という。)のし尿・浄化槽汚泥処理施設(汚泥再生センター含む)の施設更新を検討するため、千曲衛生センター施設更新検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、組合長へ報告するものとする。

- (1) 施設更新に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 地元区長会連合会の推薦者
- (3) 公益性が高いと認められる活動を行っている者
男女共同参画
環境活動団体
経済団体
農業団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める者
- (5) 委員の他、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、その年度の末日とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる事項の検討にあたり、必要な資料の収集、調査、研究、その他専門的な作業を行うため、施設整備研究部会(以下「研究部会」という。)を置く。

2 研究部会は、千曲衛生センター施設整備研究班の構成員をもって充てる。

3 研究部会に関し、千曲衛生センター施設整備研究班設置規約によるほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第8条 委員及び第7条第2項に規定する者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員が職務を遂行したときは、報酬を支払う。

2 前項の報酬の額は、予算の範囲内で別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、千曲衛生センター庶務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。